

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「労働保険適用促進及び労働保険料等の 適正徴収を図ること」について

平成22年8月

労働基準局労災補償部労働保険徴収課(美濃課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
	1	2	3	4	5	6	7	8
施策大目標 分野	労働条件の確保改善	り 安全・安心な職場づく	会 被災労働者の保護・社 復 帰の促進	勤 労働者生活の充実	業 短時間労働者等の就 環 境の整備	の 安定した労使関係等 形 成	個 別労働紛争	労 働保険適用・徴収

施策中目標

1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

施策中目標1 労働保険の適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

(項) 業務取扱費：労働保険適用徴収業務に必要な経費

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

- (施策小目標1) 未手続事業の解消を図ること
- (施策小目標2) 労働保険料等の適正徴収を確保すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	1, 7 6 9	1, 5 0 4	1, 4 7 7	1, 3 8 6	1, 2 2 7
税制減収額見込み (実績) (百万円)	—	—	—	—	—

※決算額は(目)毎に計上しており、複数の(目)にまたがる事業については算出出来ないため「—」としている。

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

労働保険（労災保険及び雇用保険の総称）の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場（原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用される）の適正把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施します。

(2) 現状分析（施策の必要性）

- 事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあり、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要があります。
- また、労働保険料等の未納は費用負担の公平の観点からこれを解消する必要があります。
- これまでも労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組等を行ってきたところですが、依然として相当数の未手続事業が残されており、関係行政機関との連携を強化し、「未手続事業一掃対策」に取り組む必要があります。
- 労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等収納率は、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることとなりますが、労働保険料等の収納率向上を目指して適正な徴収を図っていく必要があります。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

- 平成19年9月、会計検査院より各労働局労働基準部監督部門が把握している賃金不払に係る是正情報を活用し、必要に応じて納付指導、労働保険料算定基礎調査を実施する旨の指摘を受けました。
→平成19年10月に都道府県労働局内における連携強化についての指示をしました。
- 会計検査院による平成20年度決算検査報告において、労働保険料の徴収過不足について指摘を受けました。
→平成21年12月に都道府県労働局に対し、申告書の内容審査の徹底等について指示をしました。
- 平成21年10月、延滞金債権の適正管理について会計検査院から措置要求がなされました。
→平成21年10月に「徴収関係事務処理手引き」を改正するとともに、平成22年4月に延滞金債権を管理するプログラムを開発し、指摘を踏まえ適正に処理しています。

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働保険料等収納率 (単位：%) (前年度以上／毎年度)	97.86	97.92	97.64	97.56	96.99
達成率		100.3%	100.1%	99.7%	99.9%	99.4%
【調査名・資料出所、備考等】 労働基準局労働保険徴収課調べ						

(指標の分析：有効性の評価)

- 経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることではできなかったものの、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については一定の成果があったと評価できます。

(効率性の評価)

- 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査及び滞納整理に係る年間業務計画を立て、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しています。
- 労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用し、事業主の事務負担を軽減することで、労働保険料等の適正徴収が効率的・効果的に行われています。

(今後の方向性)

- 算定基礎調査及び滞納整理について、対象の重点化等により一層効果的に実施します。
- 口座振替制度を全事業主へ拡大する（平成23年度第3期納付分から実施予定）とともに、納付督促の外部委託化等により、事業主における利便性向上及び業務の更なる効率化を図り、収納率の向上を目指します。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

（1）施策小目標1「未手続事業の解消を図ること」関係

（指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数 （単位：事業） （前年度以上／毎年度）	34,931	41,383	41,463	37,297	44,022
達成率		—	118.5%	100.2%	90.0%	118.1%
【調査名・資料出所、備考等】 労働基準局労働保険徴収課調べ						

（事務事業等の概要）

- 未加入事業場適用促進事業
都道府県労働局において労働保険制度に関するパンフレットやポスター等を活用して労働保険制度の周知を行うとともに、労働保険の加入促進活動等を行っています。
また、一般旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び船員雇用事業について国土交通省と連携し労働保険の未手続事業対策を行っています。
- 労働保険加入促進業務委託事業
労働保険未加入事業場に対する加入促進を計画的かつ集中的に推進するため、民間団体を活用した未加入事業場の把握及び加入促進、加入勧奨推進員を通じての加入勧奨活動を行う事業。

（評価と今後の方向性）

労働保険の適用促進に関しては、平成17年度から民間団体との密接な連携により取り組んでいる「未手続事業一掃対策」や労働保険制度の周知広報活動により、未手続事業の解消が図られているところであり、当該手段は有効に機能しています。

しかしながら依然として相当数の未手続事業が存在することから、その解消が必要であり、関係行政機関との連携を強化して新たな通報制度を設けるとともに、未手続事業の的確な把握や職権成立手続の実施等の施策を講ずる必要があります。

*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

(2) 施策小目標2「労働保険料の適正徴収を確保すること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	労働保険料等収納率 (単位：%) (前年度以上／毎年度) (※施策中目標に係る指標と同じ)	97.86	97.92	97.64	97.56	96.99
達成率		100.3%	100.1%	99.7%	99.9%	99.4%
【調査名・資料出所、備考等】 労働基準局労働保険徴収課調べ						

(事務事業等の概要)

- 保険料算定基礎調査
各都道府県労働局において保険関係が成立している、若しくは成立していた事業場又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対し質問、又は帳簿書類等の検査を実施する事務。
- 滞納整理
各都道府県労働局において労働保険料等を所定の納期限までに納付しない事業主に対して、納付するよう督促するとともに、必要に応じてこれを強制的に徴収するため、滞納者の財産を差し押さえるなどを実施する事務。

(評価と今後の方向性)

都道府県労働局において、本事務に係る年間業務計画を立て、それに基づきながら計画的かつ効率的な実施の励行により、適正な徴収に取り組みました。今回、目標としている前年度の収納率を上回ることはできなかったものの、依然として高水準を維持しており、当該取組は有効に機能しているものと評価できます。

今後は算定基礎調査及び滞納整理について、対象の重点化等により一層効果的に実施するとともに、口座振替制度の全事業主への拡大や納付督促の外部委託化等により、事業主における利便性向上及び業務の更なる効率化を図り、収納率の向上を目指します。

*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載しています。 http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html	
毎月	労働保険適用徴収状況等の概況	労働保険の適用徴収状況について毎月末にHPに掲載しています。 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

施策小目標の指標２については、未手続事業一掃対策による効果を的確に把握するために、平成２２年度から労働保険に加入した事業場数を指標とします。

8. 有識者の知見の活用について

有識者１名にご覧いただき意見を頂く予定です。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

- 厚生労働省に寄せられた意見・苦情の分析（毎週記者発表）

http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

- 「３（３）」の指摘事項

<http://www.jbaudit.go.jp/>

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（Ⅲ－８－１）

別表１－１ 「未加入事業場適用促進事業」（事業評価シート）

別表１－２ 「労働保険加入促進業務委託事業」（事業評価シート）

別表１－３ 「保険料算定基礎調査」（事業評価シート）

別表１－４ 「滞納整理」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】										
基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること																	
Ⅲ-8-1	労働基準局 労働保険徴収課(労働保険徴収課長:美濃芳郎)	Ⅲ-8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	Ⅲ-8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること		<施策中目標に係る指標>												
					1 労働保険料等収納率	前年度以上/毎年度	97.56% (20年度) 【99.9%】										
			施策小目標1	未手続事業の解消を図ること	・未加入事業場適用促進事業 ・労働保険加入促進業務委託事業等	<施策小目標に係る指標>											
					未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数	前年度以上/毎年度	37,297件 (20年度) 【90.0±%】										
			施策小目標2	労働保険料等の適正徴収を確保すること	・保険料算定基礎調査 ・滞納整理の実施等	<施策小目標に係る指標>											
		労働保険料等収納率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度以上/毎年度	97.56% (20年度) 【99.9%】													
評価予定表						備考											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－８－１－（１）		別表１－１				
事業評価シート								
予算事業名		未加入事業場適用促進事業		事業開始年度		昭和47年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課長 美濃 芳郎						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）						
関係する通知、計画等		－						
予算体系		(項) 業務取扱費 (大事項) 労働保険適用徴収業務に必要な経費 (目)						
実施方法		■直接実施（都道府県労働局）						
		□業務委託等（委託先等：）						
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）						
		□貸付（貸付先：） □その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	－	常勤役員数	－	非常勤役員数	－	監事等	－
	職員総数	－	内、官庁OB	－	役員報酬総額	－	官庁OB役員 報酬総額	－
	積立金等の額	－	内訳	－	今後の 活用計画	－		－
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	労働保険に関しては、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、更なる未手続事業の解消が必要であり、引き続き、関係機関との連携を強化して、未手続事業の的確な把握や職権成立手続の実施等の施策を講ずる必要がある。						
	対象 (誰/何を対象に)	労働保険に未加入の事業主						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	都道府県労働局において労働保険制度に関するパンフレットやポスター等を活用して労働保険制度の周知を行うとともに、労働保険の加入促進活動を行っている。 また、一般旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び船員雇用事業について、国土交通省と連携し、労働保険の未手続事業対策を行っている。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	405 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	－ 百万円		担当正職員	－ 千円	－	人	
	総計	405 百万円		臨時職員他	－ 千円	－	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	－	－					
	H19(決算上の不用額)	－						
	H20(決算額)	－	－					
	H20(決算上の不用額)	－						
	H21(予算(補正込))	400	－					
	H21(決算見込)	－	－					
	H22予算額	405	－					
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	諸謝金(144,764千円) 職員旅費(27,893千円) 委員等旅費(10,156千円) 庁費(221,707千円)							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－８－１－（１）		別表１－１		
事業評価シート						
予算事業名		未加入事業場適用促進事業		事業開始年度	昭和47年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課長 美濃 芳郎				
事業/制度の 必要性		事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあり、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		—				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		一般旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び船員雇用事業について、国土交通省（地方運輸局）と連携し、未手続事業対策を実施している。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数（前年度以上／毎年度）	事業	41,463	37,297	44,022
		—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	
予算執行率	—	—	—	—	—	
アウト カム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）		労働保険制度に関するパンフレットやポスターを活用して労働保険制度の周知を行うとともに、一般旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び船員雇用事業について、国土交通省と連携した取組を行うことで、未手続事業の解消が図られているものと評価できる。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	不特定多数に対する広報を見直し、事業主の労働保険制度への基本的理解・周知徹底に力点を置く。国等が許可権限を有する事業のうち、特に未手続事業の割合が多いと思われる事業について、通報制度を構築する等、効果的な未手続事業の把握に努める。				
	平成23年度予算の 方針（担当部局案）	（見直しの上） （見直しをせず）	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）		—				
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業 等）		—				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－８－１－（２）		別表１－２				
事業評価シート								
予算事業名		労働保険加入促進業務委託事業		事業開始年度		昭和62年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課長 美濃 芳郎						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）						
関係する通知、計画等		—						
予算体系		(項) 業務取扱費 (大事項) 労働保険適用徴収業務に必要な経費 (目)						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：（社）全国労働保険事務組合連合会）						
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	1/54	常勤役員数	1/1	非常勤役員数	0/53	監事等	0/3
	職員総数	243	内、官庁OB	40	役員報酬総額	14,861千円	官庁OB役員 報酬総額	14,861千円
	積立金等の額	3,040,152千円	内訳	退職給付引当金 32,851千円 運営資金 405,517千円 労災共済支払準備金 2,601,784千円	今後の 活用計画	—		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	労働保険に関しては、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、更なる未手続事業の解消が必要であり、関係行政機関との連携を強化して、未手続事業の的確な把握や職権成立手続の実施等の施策を講ずる必要がある。						
	対象 (誰/何を対象に)	労働保険に未加入の事業主						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	労働保険未加入事業場に対する加入促進を計画的かつ集中的に推進するため、民間団体を活用した未加入事業場の把握及び加入促進、加入勧奨推進員を通じての加入勧奨活動を行う事業						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	657 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	— 百万円		担当正職員	— 千円	—	人	
	総計	657 百万円		臨時職員他	— 千円	—	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	884	—					
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算額)	875	—					
	H20(決算上の不用額)	0						
	H21(予算(補正込))	823	—					
	H21(決算見込)	823	—					
H22予算額	657	—						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	労働保険加入促進業務委託費(657,003千円) 諸謝金(24千円)、 委員等旅費(3千円) 庁費(1千円)							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－８－１－（２）		別表１－２		
事業評価シート						
予算事業名		労働保険加入促進業務委託事業		事業開始年度	昭和62年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課長 美濃 芳郎				
事業/制度の 必要性		事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあり、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		—				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		—				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数（前年度以上／毎年度）	事業	41,463	37,297	44,022
		—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	
予算執行率	—	%	100	100	100(見込)	
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		労働保険加入促進委託事業については、委託先団体が行う加入勧奨活動により平成21年度新規に成立した事業数は約3万件であり、労働保険の適用促進において成果があったものと評価できる。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	事業の目的が類似の雇用保険活用援助事業と統合した上で、平成23年度概算要求において見直しを行い、一層の効率化等を図ることとする。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業 等)		—				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－８－１－（３）		別表１－３				
事業評価シート								
予算事業名		保険料算定基礎調査		事業開始年度		昭和47年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課長 美濃 芳郎						
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）						
関係する通知、計画等		—						
予算体系		(項) 業務取扱費 (大事項) 労働保険適用徴収業務に必要な経費 (目)						
実施方法		■直接実施（都道府県労働局）						
		□業務委託等（委託先等：）						
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）						
		□貸付（貸付先：） □その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	—	常勤役員数	—	非常勤役員数	—	監事等	—
	職員総数	—	内、官庁OB	—	役員報酬総額	—	官庁OB役員 報酬総額	—
	積立金等の額	—	内訳	—	今後の 活用計画	—		—
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	労働保険料等の適正な徴収を確保するためには、賃金台帳、現金出納簿等を調査し、実態を把握するほか、事業主等が行う事務処理の違法・不当を発見し、これを是正することが必要である。						
	対象 (誰/何を対象に)	事業主等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	都道府県労働局において保険関係が成立している、若しくは成立していた事業場又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対し、質問、又は帳簿書類等の検査を実施する事務。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	68 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	— 百万円		担当正職員	— 千円	—	人	
	総計	68 百万円		臨時職員他	— 千円	—	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	—	—					
	H19(決算上の不用額)	—						
	H20(決算額)	—	—					
	H20(決算上の不用額)	—						
	H21(予算(補正込))	68	—					
	H21(決算見込)	—	—					
H22予算額	68	—						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	職員旅費(67,892千円)							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－８－１－（３）		別表１－３		
事業評価シート						
予算事業名		保険料算定基礎調査		事業開始年度		昭和47年度
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課長 美濃 芳郎				
事業/制度の 必要性		労働保険料の未納は費用負担の公平の観点からこれを解消する必要がある。そのため保険関係が成立している、若しくは成立していた事業場又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対し質問又は帳簿書類等の基礎資料を調査し、実態を把握するほか、事業主等が行う事務処理の違法・不当等を発見し、これを是正する必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		－				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		－				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		労働保険料等収納率	%	97.64	97.56	97.00
		－	－	－	－	－
	予算執行率	－	－	－	－	－
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		事業主等が申告した内容について、関係帳簿等を調査し、職権による成立手続及び適正な労働保険料を決定することで、費用負担の公平が確保されるとともに、必要な労働保険料の納付を促すことで、収納率の向上に効果があったものと評価できる。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	算定基礎調査の対象を重点化することにより、一層効果的な事業の実施を図る。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		－				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		－				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－８－１－（４）				別表１－４			
事業評価シート									
予算事業名		滞納整理				事業開始年度		昭和47年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課長 美濃 芳郎							
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）							
関係する通知、計画等		—							
予算体系		(項) 業務取扱費 (大事項) 労働保険適用徴収業務に必要な経費 (目)							
実施方法		■直接実施（都道府県労働局）							
		□業務委託等（委託先等：）							
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）							
		□貸付（貸付先：） □その他（）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	—	常勤役員数	—	非常勤役員数	—	監事等	—	
	職員総数	—	内、官庁OB	—	役員報酬総額	—	官庁OB役員 報酬総額	—	
	積立金等の額	—	内訳	—	今後の 活用計画	—			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	労働保険料等の適正な徴収を確保するとともに、労働保険料等の収納率向上を目指す。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働保険料等の未納の事業所							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	都道府県労働局において労働保険料等を所定の納期限までに納付しない事業主に対して、納付するよう督促するとともに、必要に応じてこれを強制的に徴収するため、滞納者の財産を差し押さえるなどを実施する事務。							
コスト	平成22年度予算額		人件費						
	事業費	98 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)		従事職員数		
	人件費	— 百万円		担当正職員	—	千円	—	人	
	総計	98 百万円		臨時職員他	—	千円	—	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額						
	H19(決算額)	—	—						
	H19(決算上の不用額)	—							
	H20(決算額)	—	—						
	H20(決算上の不用額)	—							
	H21(予算(補正込))	95	—						
	H21(決算見込)	—	—						
H22予算額	98	—							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	滞納処分旅費(92,325千円) 庁費(5,257千円)								

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－８－１－（４）			別表１－４		
事業評価シート							
予算事業名		滞納整理			事業開始年度		昭和47年度
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課長 美濃 芳郎					
事業/制度の 必要性		労働保険料の未納は費用負担の公平の観点からこれを解消する必要がある。そのため労働保険料等の適正な徴収を確保するとともに、労働保険料等の収納率向上を目指すべく、本事務を適正に推進していく必要がある。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		—					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		—					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		労働保険料等収納率	%	97.64	97.56	97.00	
		—	—	—	—	—	
	予算執行率	—	—	—	—	—	
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		都道府県労働局において、本事務に係る年間業務計画を立て、これに基づき計画的かつ効率的に実施することにより、適正な徴収に取り組んだところである。目標としている前年度の収納率を上回ることはできなかったものの、依然として高水準を維持しており、当該取組は有効に機能しているものと評価できる。					
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	滞納整理の対象を重点化するとともに、納入業務の外部委託化を検討することで、一層効果的な業務の実施を図る。					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		—					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載